

中間前金払制度導入に伴う工事請負契約書の取扱い

1 前金払及び中間前金払を選択した場合の規定

(前金払及び中間前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の2、第36条及び第37条に定めるものとし、第35条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の3に定めるものとし、第38条の2の規定は適用しない。

2 前金払及び部分払を選択した場合の規定

(前金払及び中間前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の2(第3項及び第4項を除く。)、第36条及び第37条に定めるものとし、第35条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の2に定めるものとし、第38条の3の規定は適用しない。

3 前金払のみを選択した場合の規定

(前金払及び中間前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の2(第3項及び第4項を除く。)、第36条及び第37条に定めるものとし、第35条の3の規定は適用しない。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の3に定めるものとし、第38条の2の規定は適用しない。

4 部分払のみを選択した場合の規定

(前金払及び中間前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の3に定めるものとし、第35条の2、第36条及び第37条の規定は適用しない。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の2に定めるものとし、第38条の3の規定は適用しない。

5 前金払、中間前金払及び部分払をいずれもしない場合の規定

(前金払及び中間前金払)

第35条 この契約による請負代金額の前金払については、第35条の3に定めるものとし、第35条の2、第36条及び第37条の規定は適用しない。

(部分払)

第38条 この契約による請負代金額の部分払については、第38条の3に定めるものとし、第38条の2の規定は適用しない。